

これが「企業の労働110番」です



加藤社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤 正人

「はい、こちら企業の労働110番です」。数ある人事ご担当者等からの相談を受けていますと、この人材不足時代におけるご苦労の声をよくお聞きします。

厚生労働省発表の最新データ（平成28年10月分）によれば、愛知県の有効求人倍率は1・67倍とさらに上昇、全国平均1・40倍も高倍率ながら、この地域はそれを大きく上回っています。一方、

大人材難時代への対応と 各種人材紹介機関の活用

こうした状況下において、どのようにして採用を成功に導けるでしょうか。まず、大きく分けて2つのテーマが考えられます。それは、①魅力的な職場づくり、②的確な採用手段の選択、です。

では、「魅力的な職場づくり」とはどのような職場でしょうか。民間の大手コンサルティング会社の今年度新卒者アンケートによれば、残業が多くても給料が増えるから良い、よりも、給料は増えなくても残

有効求職者数はここ数年間ならかに減少しつつ一定数を保っており、これは一定の自発的失業を除く完全雇用といわれる状況を示していると考えられます。

業はない方が良い、の方が1対2の割合で圧倒的に多いという結果が出ました。政府は現在、「働き方改革」を推進していますが、その柱となるものが多様な人材が活躍できる働き方であり、長時間残業を減らしワークライフバランスのとれた職



場づくりです。定着までに数年を要する新卒者等の若者を惹きつける職場づくり、また、多様な働き方が求められる女性活躍できる職場づくりを行います。具体的には、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」「若者応援宣言企業」や、女性

活躍推進法に基づく「えるぼし」「くるみん」等の取得を目指すというのもひとつの方法です。そして、若者や女性の活躍を推進する企業として認定されれば、ハローワーク等の重点紹介先となつて公共調達も有利に働きます。認定取得等については、企業の労働110番（☎052-961-7110）へお問い合わせ下さい。

「的確な採用手段の選択」は、インターネット他広告媒体の種類が多くあるため、募集ターゲットに適した媒体の選択が大切です。また職場や仕事説明の表現方法によって効果が異なるという課題もあります。それに対し、もうひとつ有効な手段となるのが、職業紹介事業者の活用です。職業紹介事業者は有料と無料があります。が、いずれも厚生労働大臣の許可を受けた事業者でなければ行うことができません。職業紹介事業者

の利点は、紹介者が企業のニーズを把握し、応募者の人物評価やアドバイザーを行い、的確なマッチングを行ってくれる点です。応募者の母数集団が圧倒的に少ない昨今、求人広告を打つても応募者が無い、少ない、ミスマッチしている等の問題に直面する状況下では、こうした職業紹介事業者の活用も有効な手段となります。なお、当協会でも平成24年8月より厚生労働大臣の許可を受け、全国340の労働基準協会では初となる無料職業紹介事業を実施し、優秀な人材を企業に紹介しています。当協会のホームページに求人情報を掲載したり、求人情報を掲載せず求職者の紹介のみ受ける方法もあります。詳しくは、当協会ホームページの「人材確保育成」のコーナーから、『無料職業紹介活動』をご覧ください。お電話でのお問い合わせも受け付けています。

イラスト・森沢康代